



(藏院雲大取鳥) 經華法輪宸皇天見伏 圖一第



(上 同) 息消御翰宸皇天見伏 圖二第

鳥取大雲院藏

伏見天皇宸翰に就いて

羽田 秀典

を仰ぎ見たのである。

二

現下の重大時局に直面し、吾人等は、歴史の上には最も近似性をもつ元寇の時代を強くも追懐する。

而して元寇に際しては、皇室の國を憂ひさせ給ひし御聖蹟の數々は既に國民の齊しく恐懼感激し奉るところであり、その中にも伏見天皇の石清水八幡宮に於いての敵國降伏御祈願は、亦、畏き御事蹟として忘るゝことなく仰ぎ奉ることである。

この時にあたり、吾人は、測らずも鳥取縣下に於いて伏見天皇の宸翰を一古寺の裡に拜するの機を得、かゝる時運に際會するのとき、更に深くも感激をもつて、これ

去る四月上旬、吾人は鳥取縣の委囑により平山敏治郎氏と共に縣下史蹟の調査を行ひ、同月八日、たま〜瀧佛の日にあたり、鳥取市立川町、天台宗なる大雲院を訪れたが同院は年來、無住にして、従前、その末寺たる同市上町觀音院住職田尻光暢師の兼務する所であつた。當時、恰も同師の本院への轉住、晋山の日を一兩日の後に控へた匆忙の間であつたが、調査の最後、黄昏時に於いて遂に經卷を拜するに至つた。これ、伏見天皇宸翰御消息を紙背に見る經卷である。

この經卷は妙法蓮華經卷第三及び第四の二卷にして、大きき、いづれも天地九寸三分、卷第二は二十八帙、卷第四にあつては二十四帙の御消息の故紙を翻して用ひられ、銀界を劃し、一行十七字の秀麗なる金字を以て書寫されて居る。

而して經文は前者が二十二人、後者が十七人の筆にかかる如くであり、そのうち行書體にて書かれたる兩卷の卷頭第二紙迄が、各々隔然、御筆致に尊麗の御風格を拜し、是は卷頭に貼付せられたる押紙の示す如く、從來、萬里小路宣房筆と傳へられるところであるが、併し同じく透逸なる筆風を有ちながらも宣房の筆とは明らかに異り、即ち、近時、伏見天皇宸翰と認められて居る熊本縣米知徳氏所藏にかゝる正應三年秋、敵國降伏御祈願の爲め石清水八幡宮に御奉納遊ばされたる金光明最勝王經第一卷を始め、守屋孝藏氏藏唯識三十頌、同じく和歌山縣極樂寺藏唯識三十頌、京都青蓮院藏寶篋院陀羅尼經一卷、更には京都妙蓮寺の法華經八卷と全く一致するものであり、長くも天皇の御筆蹟として殆んど疑ひなきものと拜

されるのである。

翻つて紙背の御消息を拜するに兩卷を通じ完結三紙、前欠十九紙、後欠十七紙、前後欠七紙、切封のみ三紙、白紙一紙合して五十紙(但し總數五十二紙なるも、後述の如く卷第二經奥二紙の御消息のみ剥逸せる故なり)のうち、二十二紙に同一御花押を加へさせ給ふて居るが、これについて兩經文卷頭紙背に、各々尊朝法親王の御親筆御與書が存し、此の消息數紙は祖師青龍院慈道二品親王の眞翰として疑貽なきものである、との御極書が記されて居る。現在の裝潢狀態は、各々軸頭に圓筒形金具を冠せる轆軸に捲かれ、卷第四のみに遺存せる表紙は紺紙に金泥を以て蓮華を線描し、見返しには素地に銀切箔、砂子を散らし、その手法よりして與書が記されたる際に於ける補裝と見做すべきである。

御消息は多くの宸翰に見らるゝ如く御宛名年紀なく、卷第二、第二十六紙を除いては總て謹言の書留を遊ばされ、御筆勢特に優れておはしまし、豐潤或は秀麗、以て先づ持明院統の御書風なることを拜しまつるのである。

而して御花押に就いては従前、伏見天皇御花押と確認されて居るものに最も類同し、唯それに比し一劃のみ少く、運筆の勢に依りて極めて容易に省略され得るところであり、然れば既に此の御花押を有する他の例として東山御文庫御所藏の醍醐天皇宸翰白居易詩句の奥に存する御極書、或は陽明文庫藏御消息(重要美術品)、黒田太久馬氏藏御消息を以て、漸く學界に伏見天皇の宸翰と拜定されるに至り、天皇が此等御花押を兩用遊ばされ、特に御走書の御消息に此の御花押を多く拜するのである。斯くして一應、此の一聯の御消息が文書の形式、その御書風、更には御花押の御形よりして伏見天皇の御筆と拜定しまつるに躊躇しないと云うが、なほこれを補ふものとして當然茲に内容的考究が要請されねばならぬ。

總てに内容的なる根拠を望むことは困難である。併し乍ら、斯かる要求に應じては、直接にも年時の判定を可能ならしめるもの若干は存し、或は御消息の内容の拜察と相俟つて、御差出人、及び御宛名人の御名を拜定しまつることを得るものがある。

その端的なる一例として卷第二、第十四紙を擧げ得るのであつて、當時、閏三月七日に廢朝の事、宣下あらせ給ふたことは花園天皇宸記に拜する正和三年の時より他に之を求め得ず、且つ、又他の文書との聯關に徴し、以て此等の文書が大體、正和年間に記されたことが推定される。而して御消息の御差出人が御尊族に當らせらるゝこと、御消息中に使用せられてゐる御文言に依り容易に拜察せられ、而もその御方が親王に坐せられぬこと、殊に所傳の如く慈道法親王で坐はさぬことは、多くの理由^②が示して居る。

斯く考察し來れば御差出人が上皇でおはさねばならず、當時、上皇には伏見天皇、後伏見天皇御二方坐しまし、上皇の御書札禮としては此等の御消息に使用遊ばさ

れてゐる謹言なる御書留は、彼の京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰の御消息に^③著例を見る如く、皇子にて同じく上皇であらせられた御方、或は御兄弟に對して多く御用ひ遊ばされた如くで、絶對に臣下に對する形式ではなく、のみならず花園天皇に御宛てになつたものでなきこと、總括的根據と共に、御文中、御幸に對して行幸の御語を用ひられ、或は卷第二、第三帋の御所は禁裏を指されて居ることから推察に難くないのであつて、然れば此の御消息は上皇御二方の伏見天皇より、御子、後伏見天皇に對して差出されたものと拜せられる。

斯くして今や吾人は此等の御消息、並に經文四紙を伏見天皇宸翰と拜定し奉つて恐らく誤なきものと信ずるものであるが、然らばかくの如き形式の供養經につき、他に現存の例を求むるに淺學未だ是を識らないのであつて、表裏御同一人の御筆蹟を拜する上は、此等の經卷を以て當然、御逆修經と考へられなければならない。

抑々逆修なるものは本説灌頂經に出で、普廣菩薩が佛に未だ死せざるに後世の爲め善を修すること如何、と問

ひたるに對し、幡を懸け、燈を燈し、僧を請じ讀誦し、經を尊で、後世歿後の追善に擬す、これを行する功德無量なり、歿後に修するは七分に一分を得、生る時修するは七分全し、と佛が答へたと稱し、逆修の利益が追修に七倍すると云ふのである。

而して追善供養に寫經が行はれしこと今更言ふを俟たないのである。寫經の一體裁たる供養經が早く奈良朝に茶毘紙なる寫經料帋を使用せられ、またその信仰は鎌倉時代に所謂、消息經、一名反古紙經なる一形式の發達を促し、これは同じ系統ながら故人の消息、反古色紙等を漉反す所謂、漉反紙とは又別個に、直ちに反古をそのまま使用するのであつて、一は古人の筆蹟を料紙としその表面に寫經せるもの、他は此の例に見る如く筆蹟ある紙を漉し背面に寫經せる此の二様式が存する。平安末期以降の追修の發達、それは總てはその功德利益の七倍に達する逆修の實現を促進し、而して同一精神内容の底に發して消息經の出現と歸一するものを自らそのうちに包藏して居たことである。さりながら當時に於て逆修の際に

消息經を用ひられし例證は餘り見ないのであつて、偶目するところ元亨三年九月十日北山太政大臣西園寺實兼の一周忌に當り、後伏見、花園兩上皇御幸の下に北山殿に於て御佛事あり、その際用ひられし法華經九部について花園天皇宸記に「永福門院、昭訓門院、中宮、故入道左大臣、右大臣、覺圓僧正以下連枝九人が各一部摺寫したものであるが、これは先年入道相國が子息に示して各一部づゝ經を摺り、之を以て逆修を行ふべしと云はれたが一部功を成さざるものありしが故に逆善遂に行はれず、爲めに彼の經を以て追善を終るべしと申し置かれたから今日一周忌に此の如く行ふのである。此の九部の内、入道左府（公衡、父實兼に先立つこと七年、正和四年薨す）の分は實兼自ら内・外題を書し、又、覺圓のみは自ら書寫してゐる。而して料紙は入道相國の手跡を用ひられたことが記され最初の趣意は逆修の爲めに用ふべきであつたことが明らかである。又、吾人は當面の問題と覺圓の分以外は摺寫經であることに若干相違を見、且つ、料紙云々の最後の一句に於て料紙の下の一字が不明瞭であつ

伏見天皇宸翰に就いて（羽田）

て、果して「漉」^④とすべきか今、直ちに決し難いが、要はかゝる思想の上に立つて追修と同様、逆修にあつても消息の紙背に經文を筆寫せることは充分考へられるのである。

扱、逆修には主としてかゝる信仰に應ずるところの眞實一乘の妙典法華經を、或はそれに心經、阿彌陀經を加へ所謂、三經二卷を書寫し、このことは上、至尊を始め奉り、下は衆庶にまでも行はれてゐる。下、庶民の例としては東京帝室博物館所藏の加賀國石川郡吉野谷村笈ヶ岳山頂經塚より出土せる、永正十五年、僧實榮、十覺坊が旦那正朝逆修の爲めの埋經たるの由、銘記せる經筒の一例によつても廣く地方に逆行はれたことが識られる。皇室に於かせられても多く上皇御落飾、女院御落飾の際に御逆修行はせられ、嘉應元年六月十七日より後白河天皇、五十日御逆修に金字紺紙妙法蓮華經、素紙妙法蓮華經を書寫遊ばされ、次いで文永五年十月五日、後嵯峨天皇御落飾、當日より太多勝院に於いて三七日御逆修の事あり、御歴代、度々これを遊ばされてゐるのである。

果して然らば此の伏見天皇の御逆修經が何時御書寫遊ばされしものであるか。天皇には正和二年十月十四日御政務を新院後伏見天皇に譲り給ひ、同十七日、尊號封戸等を辭され畏くも伏見殿九體堂に於て御落飾、白河天皇以來の御例に依つて御逆修を行はせらるべき筈であつたが、時漸く鎌倉幕府越權の沙汰多く、兼ねて元寇以來、國內疲弊甚しく、永仁五年初めて徳政令が幕府に依りて發せられたる如き状態であつた。即ち、

世及澆季太儀有煩。被整威儀之條。天下之費。還以似空功德。仍一向被略逆善之儀。但白河院不慮之儀外起身。叡慮被遂此儀。每度被行御逆修。今度之儀定有傍難乎。然而此事叡慮之趣無力不可及人嘲歎。

と後崇光院太上皇宸筆「伏見院御落飾記」に記され、洵に世情御軫念の程、申すも畏き極みである。これに據つて御逆修の事は行はる可くして遂に行はれなかつたことが認められるのであるが、事實、此の經卷がその際御書寫遊ばされしものでなきこと、御消息に前掲の如き正和二年十一月以後の文書が拜されるに於いて論なきところで

ある。

併し天皇が法華經を御信仰遊ばされたことは度々御八講を行はせられた事にも察せられるのであり、後伏見天皇も「每朝歸法之勤。續後深草院之行事」と仰せられ、又、花園天皇は「抑祖皇者。積法華修行之功勳。貽後葉繁昌之採謀」と天皇の御十三回忌に御聖徳を仰ぎ給ふてゐる。従つて一乘圓頓の妙典を御書寫遊ばされしことも拜察致すに難くなく、既に後深草天皇御追修の御寫經の實例に就いて明白である。然らば、當然、此の經文御書寫も紙背御消息年時の下限たる正和末年より寶壽五十三歳にして崩御の文保元年九月三日に到る御晩年の間と考へらるべく、後伏見天皇が伏見天皇の御三回忌に如法經を供養し給ひし時の御願文に

先皇正和之曆。相引伴弟子、被_レ修_レ此行。悲哉。弟子元應之今。奉_レ爲先皇。又營_レ此善。第宅亭臺者雖_レ相同。道場莊嚴異_レ事。草木樹林者雖_レ不替。香花供養難_レ論。

と仰せられて居るが、これは諸行無常を御愁傷、御父伏見天皇を御追慕あらせられたる御孝心深き御言葉である

と同時に、茲に吾人は正和年間に伏見天皇が如法經御供養遊ばされしことを拜察出来る。但しそれが適確に正和何年たるや、將又、如何なる御目的の爲めなるかを、現在の處、他の史料に徴して是を推知することは不可能に惟はれる。後嵯峨天皇が文永五年十月五日御出家の際に御逆修遊ばされしのみならず、再び同八年八月二十三日に嵯峨殿に御如法經を修せられ、又、御逆修として七箇日御懺法を爲されて居り、御落飾以後にも御功德を積ませらるゝ可く御重修さへ遊ばされて居るのである。此を以て吾人は、本經卷が伏見天皇御落飾の時に國情を思召して遂に御逆修を一向留られたが、崩御の實際に、法華經御崇信深き天皇の御事故、御自らの御發願によりしか、或は妃永福門院、皇妹永陽門院、乃至は後伏見天皇皇后廣義門院等女院の御盡力により、せめて略儀にとて凶々御逆修の意味で筆寫御供養遊ばされ、然るが故に他の史料に明確に現出致さざるかと推考致されるのである。料紙五十紙のうち二十二紙に特に御花押を拜するも、仕立に當り何等か此に關る御意圖あるやに拜されて尊し。筆

伏見天皇宸翰に就いて(羽田)

寫の状態よりすれば女院が後伏見天皇の御手許に存する伏見天皇の御消息を御集めになり、それを讀して伏見天皇始め奉り、數十人の人達が筆を染められ、唯かゝる際に普通見られる所謂、一日頓寫の形式に多き一品經書寫(一人一品分擔書寫)と異り、人々が順次、是を回覽し、多くて一人四紙、少くて半紙、略々一人一紙の割合にて各自、書寫せられたものと察せらる。

改めて御消息を拜するに上代様の御筆蹟、殊に優れておはしまし、古來、御優筆の御名高きまごこと拜察致される。増鏡に「御手もいとめでたく、むかしの行成大納言にもまさり給へるなど、時の人申しけり。やさじうも強うも、書かせおはしましけるとかや」と云ひ、皇子尊圓親王の入木抄には「伏見院御筆、近來さかりに奉^⑬眞體^⑭之、就中假名は一向其様也、此かなも法性寺關白以來、照念院關白の筆體也。是を被^⑮模て、御天骨にてあそばしたる也。眞名は佐跡を被^⑯模敷と申され、後世、天皇の御書風を模し奉るもの多く、「公家ノ草ノ消息並假字ハ併伏見院殿ノ御ヤウ成」りといはれ、是より後は天下のもの

の一同、御所様をまなんだのであつて、まことにひきつゞけて、うつくしくふくくしたる御筆蹟は全く他に拜しないところである。

幾度、拜讀しまつればとて御慈しみ深き御父子の御情愛、國情を御軫念遊ばさるゝ聖慮の程、佛法を崇め給へる御道心、唯々申すも畏き極みである。

不幸にして延慶以後、應長、正和、文保の頃は花園天皇宸記の外、若干の史料に徴するより殆んど徴證をもたず、而も宸記も當面、問題とする所多く逸亡し、加之、考證の基礎たる御消息の大部分は斷簡たるを以て、直ちにその總ての年時を拜定することは不可能であるが、現在爲し得る限りに於いて是を判定し、その主要なるもの二三について簡單に解説を附すこととする。

從來、天皇が御子、後伏見天皇、花園天皇御二方に對し、皇統の問題に關聯して同じからざる御所懷ありし如く傳へられるのであるが、皇位繼承のことは御兄君で當らせられる後伏見天皇に御讓位遊ばされ度き御存念も當然の御事にて、當時、兩統迭立より更に四統迭立の形勢

に傾ける際とて此の複雑性を除き、本來なければならぬ状態に復せしめんとすの御意志からも、斯かる御氣持が強くあらせられしやと拜される。併し皇位繼承の問題と御父子の御情愛とは、又別個にして、同じく御子として御二方に御心をかけられしことが此の御消息に依つて窺はれるのである。

即ち卷第四、第二十紙は正和三年正月十四日の御消息と推され、此の日、伏見法皇は後伏見上皇御所へ御幸の上、御運輿で石清水八幡に御參籠遊ばされたが、是より前、上皇には御風氣の御模様あり、當日も途中鳥羽殿に暫し入御の後御幸の有様にて、花園天皇宸記には御風氣以外に煩しき爲め、十七日に先づ上皇のみ還御ありしことが見えて居り、本消息は御幸の直前御出しになつたもの、如く、上皇の御風氣を殊に御驚愕遊ばされ、能々御用意あるべき旨を記されて居る。

花園天皇に對する同じ御慈しみの御心は卷第二、第三紙に拜されるのであつて、當時、富小路内裏は、先年伏見天皇御在位の間、永仁五年四月十八日火災によつて燒

亡、正和二年十一月二十四日修造を始められ、同四年二月十日上棟された。此の内裏は大略、閑院殿を模して造られたものであるが、但し間敷は多く以て減小し、狭少の如くであつた。文保元年四月十九日、天皇二條皇居より御遷幸に先立ち、正和五年九月五日後伏見上皇新内裏御歴覽あり、次いで正和六年三月十一日には密かに、玄輝門院と共に造宮御覽の爲めに御幸あり、従つて御父伏見法皇にも元より御歴覽の御意志ありしこと、思はれ、此の御消息はこの頃の御筆と察せらる。末尾に「今日貢馬」云々と見え、例年貢馬御覽は主として十二月であるから是は恐らく正和五年十二月の事と拜され、御所の狭小なること、御室禮の如何なるやを御懸念遊ばされて上皇に御問合せになつて居る。

扱、平安朝以降、神人、僧兵が神輿若しくは神木を捧じて屢々入浴し強訴に及び、朝廷に對し奉り不敬の振舞ありしばかりでなく巷間騷擾の因をなしたことは周知の事實であるが、正和三年閏三月四日にも石清水神人が辭訴の爲めに神輿一基を奉じて入浴、富小路西に樂貢し奉

つたので、花園天皇は永仁の前例に従ひ連日庭上に下り給ふて神輿御拜あり、七日には以後五日間の廢朝宣下あらせられた。宸記には此の間のこと、弘安の例を引かれて極めて詳細に記され、且つ永仁、東大寺八幡神輿入浴の際は朝餉に於て奉仕されたが、別宮・本社^のの別によつて差あり、此の度は毎日庭上に於て拜禮すべきであるとの上皇の仰する御旨に従つてかく行はれて居る由見え、此の際の御處置について天皇は御判斷に困られて居た御様子である。廢朝宣下當日の御消息(卷第二・第十四紙)は斯かる御内情を明示し、是より前、上皇には伏見法皇より弘安御記一卷を借覽書寫あらせられ、天皇にかくは御進言致されたものと考へられる。早く、法皇御自身御在位中にも永仁二年七月十三日に東大寺八幡神輿の入浴があつたが、その時のことは明確に注記し置かなかつたから全く困却して居る、當面の事は又參つて申すであらう、と仰せられて居り、實に御行届いて御配慮遊ばされて居るのである。

八幡神輿はその後、正和六年二月十三日に再度入浴せ

んとして途中、武士の奉防に遇ひ神人、神輿を振棄奉つて退散することがあるが、巻第四・第十二紙は御文中の入道在府を西園寺公衡と見做すが妥當であるから、その生前、即ち前回、正和三年度の入洛と關聯をもつとすべきであり、此の御消息は武家下知嚴密の爲めに遂に何等洛中騷擾のことなく、四月十三日神輿歸座し給へることに對する御満足の御言葉と拜する。

併しながら驚く可き事には神輿と共に怖れられた春日神木も此の頃、恰も時を同うして入洛して居るのである。

神木の入洛は石清水神輿に先立つこと二旬、正和三年三月十七日のことで、茲に神輿・神木兩ら入洛を見た洛中の驚歎、察するに餘りがある。神木入洛に際しても伏見天皇は「事態落居は何時のことであるか、眞に申す限りなきことである」と御憂慮遊ばされて居るから、後に武士の力によつて石清水神人を退散せしめられた際に、これを御賞揚になつたことも洵に御道理と首肯せられるのであつて、それは同時に御日常、世情安穩を御念願あらせられる尊き聖慮の存するものと拜せられる。

天皇の佛法御尊崇深かりし御ことは、今再び繰返し申す迄もない。正和五年七月十六日後深草天皇御十三回聖忌に後嵯峨天皇御十三年御佛事を参考として手落なく五種行事を行ふべき旨、御指圖遊ばされ(巻第二、第十八紙)、或は持明院殿安樂光院講に用ふる琵琶の御交渉をなされ(巻第四、第一紙)、或は亦、院の最勝講(同第四紙)長講堂御八講(同第二十一紙)等に僧名の事迄御指示遊ばされて居るのである。單に慣例として御佛事を修せられるのみでなく、御道心深き天皇の御事とて、祖皇の御聖德に對へ給へる御深慮の程、看過致すべきではない。

以上、一應、天皇の御消息を通じて恐れ多くも御行藏の一端を拜し來つたのである。繰返し拜讀するに、なほ彌々感激の増すばかりである。

畏くも至尊の御身を以て絶えず國家安泰を念じ給ひ、加之、國民道德の範を垂れさせ給ひし御聖蹟を如實に拜するに及んで、今更に強くも、皇室の御聖德に對し、應へ奉る可きを心に誓ふものである。

然り而して斯くの如き尊き御經卷が如何にしてかゝる

地方の一古寺に所藏されて居るのであらうか。その由つて來るところを尋ねるに、大雲院の明治三十一年の寺院所有明細帳によれば、「由緒、已上寫經十點伯州日野郡豪農緒形四郎兵衛當院第九世良航和尚へ附與焉」と記され、而して良航和尚は過去帳に據ると文化十一年に大雲院へ入山し、文政四年に隱居、同八年に示寂して居り、江戸末期に緒形四郎兵衛なるものが此等の經卷を當院へ寄進したことを認知する。緒形氏の後裔は現在、日野郡黒坂町に在住し、それ以前の所傳に就いて調査したるも不明にして、且つ、法華經一部について此の二卷以外の殘存するものもなく、恐らく此の二卷は京洛より流傳したるかと思はれる。

然るに茲にまた偶然にも本年七月、京都府にて行つてゐた府下寺寶調査にあたり、京都市上京區寺の内にある日蓮宗妙顯寺に於いてこれと全く同様なる一卷が発見された事がある。此の經卷は妙法蓮華經卷第五にして、經文書寫の形式は全く、かの大雲院のものと一致し、これは料紙二十六枚、書寫は二十五人の筆と思はれる。而し

てそのはじめにあつて、伏見天皇の金字宸翰を拜する。ことも同じである。たゞこの宸翰は一紙に充たす十四行の宸翰を數へ奉るに過ぎない。而してなほ遺憾の念を禁じ難いことは、紙背の御消息（第十二紙に墨付と、奥に裏切封あり、以て紙背文書ありしことは確實なり）が散逸し、代るに薄様の紙を以て裏打をなして居るのである。此の事は先の大雲院の卷第二の經奥二紙の紙背が剝逸してゐるのと思ひ合はされ、前田侯爵家の三朝宸翰の例にも見る如く故意に剝ぎ取りそのまゝ散逸したものと考へられる。

但し妙顯寺所藏經卷の裝潢を觀るに、表紙は褐紙に金泥を以て菊・水を線描し、これに金切箔、砂子を散らし、軸は八角軸頭の赤褐色漆塗轆軸を用ひ、原裝、若しくはそれに近き頃のもので、大雲院所藏のものも元は斯くの如くありしかと推察し得る。卷第五の表紙並に見返しの手紙に新しき異筆を以て、卷頭經文を後伏見天皇宸翰と判定されて居る。後伏見天皇の御書風が御父、伏見天皇に極めてよく似合はせられて居ることは人々の既に拜し

まつるところである。しかしながら、この宸翰を以て後伏見天皇宸翰と定めまつることは、特に他にこれに關する資料の確實なるもの、出現せざる限り、殊には如上、論じ來りしことによつて吾人は是以上、叙述することを須るゝものではないのである。

尙、前掲、大雲院明細帳に見ゆる緒形氏より本經卷二卷と共に寄進されし十卷のうち、殘餘のものも現在、同院に所藏され、それ等は所謂、裝飾經(法華經三卷)、紺紙金泥經(法華經、心經、阿彌陀經各一卷)、褐紙金泥經(法華經二卷)等、混然、三種より成り、就中、裝飾經は鎌倉時代を降らず、殊に法師功德品第十九、一卷の如きは表紙逸亡せるも、裝飾意匠の華麗豪華さに於いて、かの有名なる嚴島平家納經に匹敵すべき優品であり、裝潢史上、貴重なる資料たることを附言して筆を擱くことゝする。

この文を草するにあたりては、はじめより恩師西田、中村兩先生の御教示を蒙り、その上赤松俊秀、田井啓吾兩學士の援助を受けたことまことに多いところである。

尙、此の調査に於いて鳥取縣當局、大雲院住職田尻光暢師より便宜を與へられたこと亦多い。こゝに併せ記して深く謝意を表する次第である。

註① 宣房の筆には京都天球院藏、正中二年六月十七日書寫の國寶「法華經陀羅尼品一卷」等がある。

② 例へば御書風のみならず、御文中所見の主要人名が西園寺系始め、持明院統に御關係深き人々であり、尙亦、御供養の堂院が斯くあるを以ても大覺寺統に非ざること察せらる。

③ 京都「妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて」赤松俊秀氏(史林第二十四卷第二號)

④ 御兄弟にて御消息の示す年時に御存命の方は拜せられな
い。「前田侯爵家藏國寶花園天皇宸翰御消息に就いて」國民
精神文化第七卷第八號)の註に又、赤松氏は「上皇が謹言、
御花押の禮節を取られるのは、皇子か御兄弟に限られる」
とされて居るが、吾人には更に少しく廣範圍に用ひられた
如くに思はれる。併し今、直ちにその御限界を決し難い、
唯々、弘安禮節によれば謹言の書留は大臣より大中納言に
對する書札禮であるから、その御對位も略々拜祭致される。

⑤ 一例として佐渡院御中陰結願に是を以て御供養せり。(平戸
記、仁治三年十一月一日の條)

⑥ 伏見宮御記錄 元十六(京都帝國大學國史研究室藏明治六年
同宮家從浦野直輝謹寫本)には原本のまゝとして「渡」の行

者體の如く記せり。恐らく史料大成本の如く「漉」と判讀すべきであらう。

列聖全集編纂會發行刊本は不讀。

後光嚴院御中陰以下御佛事記(群書類從卷第五百十七)に摺寫經の料番に濟院の宸筆裏を識して用ひたことが見えてゐる。

⑦ 「經塚」石田茂作氏(考古學講座第三號)

⑧ 上皇御落飾部類(續群書類從卷第七百四十三)

⑨ 續史愚抄二

⑩ 花園天皇宸記

⑪ 同上

⑫ 伏見宮御記録 元廿二(京都帝國大學國史研究室藏浦野直輝謹寫本)

⑬ 後伏見天皇奉_レ爲伏見天皇第三回忌_一供養如法經_一御願文(本朝文集卷第七十)

⑭ 花園天皇奉_レ爲伏見天皇十三回忌_一修_レ追福_一願文(同上卷第六十九)

⑮ 現在拜定し得る御消息年時の下限は卷第二第三紙の正和五年十二月(十一月)であるからそれ以後とすべきである。

⑯ 前掲、後伏見天皇御願文。

⑰ 伏見上皇御中陰記(群書類從卷第五百十七號)によれば伏見天皇の御中陰にも願寫が行はれ文保元年十月十四日に内大臣(藤原公茂)——法華序品以下五十二名が夫々、法華經初

伏見天皇宸翰に就いて(羽田)

め諸經の一品乃至一卷づゝを書寫して居る。

⑮ 「うらちどり」

⑯ 群書類從卷第四百九十四號所收。

⑰ 書札作法抄(群書類從卷第四百十五號)

⑱ 花園天皇宸記、文保元年四月十九日の條

鳥取大雲院藏 妙法蓮華經紙背

伏見天皇宸翰御消息

卷第二紙背

第一紙 (正和二年五月廿八日ならんか) 紙長一尺五寸四分、天地

九寸三分以下略之、

(前缺)

にて候やらん、いたく不覺悟候、如上、は無殊難義者、可被叙

候哉、長講堂供僧候、浦松兄弟候也、謹言

五月廿八日 (御花押)

(切封)

第二紙 (正和三年二月五日なるべし) 長一尺五寸七分

(前缺)

〔但雪も殊勝候へハ、深草參さまか〕退出さまか、ちと參もし候

て、可承候、去夜於中國風爐燼被極、今曉罷歸之處、大雪凡無

申限候、謹言

二月五日 (御花押)

(切封)

第三紙 (正和五年十二月なるべし) 長一尺五寸

咫尺御所悦思給候、毎日手引會無煩神妙事候歟、御所狭少御室禮等いか候らん、去夜不參候し遣恨候、一兩日之間參候て、必可見廻候、今日賣馬

(後缺)

第四紙

長一尺六寸三分

明日室町殿參事、女院御方御様も心苦御事候、如醫師問答、無躰之様も候之間、明日はいかさまも可略之由存候、其次第今朝令申昭訓門院候了、然者明日入御ハ、定不可候歟、如何口 口

(後缺)

第五紙

長一尺六寸三分

(前缺)

略候了、其後何事式ともか候つらん、無何察申候、謹言

六月八日 (御花押)

(切封)

第六紙

長七寸五厘

何事候哉、無何不審

(後缺)

第七紙 (正和二年十二月なるべし) 長八寸二分

(前缺)

可爲御所候哉、風氣猶不快之間相勞候、ちとも當風候へハ、損事候ぬへく候之間謹入候、其御所へ參たく候も不叶候、十六七日之間

(後缺)

第八紙

長一尺六寸四分

茂賢訴訟事度々申候しか、其後是非未承と申候、御沙汰何様候やらん、若不可然者其由可召仰候、伯々部保事も度々申候し交書ハ被召候哉、評定衆等一切不存知之由申候云々、廻覽之由奉行人申候ける何とやらん、所詮先内々被召文書可被、

(後缺)

第九紙 (下限は正和三年十二月なるべし) 長一尺六寸四分

今日も賣馬御覽候へしとて世間いそめき候間、かくてハ六借之間一向止候了、兩日賣馬御覽など利口凶害來候ぬと覺候之間、人々預以下可相計之由、仰入道左府候、此上ハ今日入御候ましきやらん

(後缺)

第十紙

長一尺三寸九分

(白紙)

第十一紙

長七分五厘

(切封)

第十二紙

長一尺六寸四分

成澄事去夜又如此申候、貞海事覺守何様令申候哉、其仁不可然にて被止候へ、可失面目候、是ハ無力事候歟、誠内府當職之間、當境節、令申分ハ非無謂候歟、不被召者可失面目之由、懇望以外候歟、貞海事無爲落居候へかしと

(後缺)

第十三紙

長一尺六寸四分、逆寫在り

五明甘本悅給候了、先々御機敷見候しハ下品物候き、是ハ珍重殊勝者候、事々見參可申候、謹言

□月□日 (御花押)

第十四紙 (正和三年閏三月七日なり) 長一尺六寸四分

(前缺)

無疑候、忿々可有沙汰候哉、今日廢朝事宜下候哉、弘安御記御書寫候者可返給候、永仁儀つや、不注置候、無正寐候、此間每事又可參申候、謹言

後三月七日 (御花押)

(切封)

第十五紙

長三寸八分五厘

(前缺)

候哉、委者^カ盛^カ參^カ申^カ入候歟、謹言

五月廿三日 (御花押)

第十六紙

長一尺二寸四分、逆寫在り

(切封)

第十七紙

長一尺六寸四分

今日御幸之由承候し必定候哉、昨日ハ評定猶不叶候けるやらん、彼一村相轉事未申左右候乎、早々沙汰候へき事にて候、重可相尋之由可被仰、(後缺)自作日法師こそ參候へ、今日も可令早參之由申候き

第十八紙

(正和五年七月十六日頃なるべし) 長一尺六寸四分

後崎峨院御十三年御佛事等委引見候處無何無障之間、一身進之候、被引御覽可有御計候、五種行事も末引見候、少々御記を可進候、謹言 (御花押)

第十九紙

長一尺二分

(前缺)

□□□□□□ □末被食聞候哉、返々不審覺候、謹言

三月十七日

(御花押)

第二十紙

長九寸二分

(前缺)

候乎、可參會之由存候つれとも例定及深更候歟、程深様も候へハ、可略之由存候也連々行幸も猶候すれハ明日許ハ不參會之條不可有苦候、令略之候、可宜候歟

(後缺)

第二十一紙

長一尺六寸四分

(前缺)

〇〇〇〇喜〇〇〇〇人事ハ景光進退念令問答可申之由、兼季卿令申候、就之御治定之間、相待候也、謹言

五月八日 (御花押)

(切封)

第二十二紙

長一尺五寸八分

(前缺)

夜前儀定無一事之違亂、被果途候覽と、返々日出悦入候、妙音天之加護隨喜之外無他候、昨日不參之條遺恨候間、以御迎軍便宜可參之由存候へとも喜悅

〇 (後缺)

(切封)

第二十三紙 (下限は正和三年十二月廿五日なるべし)

長一尺五寸七分

(前缺)

入

關白尤可計申候、入道相國父子なと尤可

被仰合事、御沙汰遅々候ぬると覺候、今日なと過候なハ、誰人ニて候ともきと難叶候歟、參議中將ハ古來強不被執候歟、近來ハ輒不被總候、如資親之類多候條、勿論候、猶々忿々有沙汰可被治定候歟、謹言

十二月廿五日 (御花押)

(切封)

第二十四紙

長一尺五寸七分

(前缺)

式也

(切封)

第二十五紙

長一尺二寸五分五厘

(前缺)

委〇〇〇〇存〇〇〇〇謹言

十二月十三日 (御花押)

(切封)

第二十六紙

長一尺六寸四分

(前缺)

御局ニ種々問答候つる之間遅々候了、無子細候哉、尙々明日雨いかゝしすらん、假明日休候とも夜まで此定者可延引候哉、如何、

何、

(異筆)

右文詞數片 祖師青龍院慈道二品親王眞跡無疑者也

末弟 (御花押) 親王記之

〇尊朝

(切封)

卷第四紙背

第一紙 (正和四年五月廿八日ならんが)

紙長一尺六寸四分、天地九寸三分以下略之

明日安樂光院講具憲參琵琶候、何にても次ニ候らむ琵琶可被下之由申候、是ニハ不所持候、御計候て可被下候、善なと尋常候

てしかも非賣物候らん可宜候歟、明日ハ御聽問候らむするやら
ん(後缺)座主宮御只今如此申候、何様可候乎、無子細者可被書入
候哉

第二紙 長一尺四寸

(前缺)
給候也、謹言

十一月十二日 (御花押)

(切封)

第三紙 (正和三年二月十八日ならんか) 長一尺六寸三分

(前缺)

今度も候へかし抑香爐並龍虎等進候、春日以後必可返給候也、

謹言

二月十八日 (御花押)

(切封)

第四紙 (正和四年四(五)月なるべし)長一尺一寸四分、逆寫在り

最勝講説義者事、己三人被下御點候之上者、覺圓辭申候者、以
彼園可被召實聽候歟、入道左府ニ

(後缺)

第五紙 (第四紙と一筆の如し) 長三寸八分

(前缺)

念可相觸候乎、御講事今度尤可被行候歟、所作人等目錄等事追

可申候。

(後缺)

第六紙 長一尺六寸四分

折昏加一見候了、誠餘ニ人數多候歟、大僧都今兩人許、小僧都
兩三人なとハ被止たき様候歟、法眼法橋なとハ數輩無苦候、小
僧都律師も十人ニ餘候へハ、をひたしく候、但又いつれも難
被漏候へハ、何事候哉、近來勿論候歟、少々後缺候、

第七紙 (正和四年三月五日ならんか) 長一尺六寸三分

(前缺)

罷後缺所詮只其御所御幸之様ニより候て是ハ可存定候也 謹

言

三月五日 (御花押)

(切封)

第八紙 長五寸七分

(前缺)

由候之間一人も不候、依終夜奔走、三人出來候、不可説次第候、

每事可參申候、謹言

(後缺)

第九紙 長一尺二分、逆寫在り

(前缺)

三月十三日 (御花押)

(切封)

第十紙 (正和三年三月十四日ならんか) 長一尺六寸四分、逆寫

在り

勝光院院經藏目六撰進之候、去年被出候三衣等外不候歟、健多國にや不審候、御覽之後可返給候、謹言

三月十四日 (御花押)

第十一紙 (正和三年三月ならんか) 長一尺五寸八分、逆寫在り

昨日入御爲候候歟、亡屋老樹於今者凡無正味候むや、遁其難之條幸運至候歟、比興候、其御所花、去年も遂不見候き、今年ハ必可

(後缺)

第十二紙 (正和三年四月十三日頃なるべし) 長一尺五寸一分

逆寫在り

入幡神輿早速歸坐、尙々日出候、武家下知嚴密之間、口屬無爲之由諷歌候、返々神妙候、故神妙之由、可被仰武家や候らん入道左府などにも念可被仰合候歟、昨日忘却不申候之間、令申候、蹴鞠ハ可爲何日候哉、大納言入道ハ今兩三日之程ニハ參げニ申候、(後缺)昨日もつや^(拙考)く人も不見候し、先々ハ醫陰等濟々候ニ、なとか不參候、奉行人能々可申沙汰候歟

第十三紙 (正和三年正月ならんか) 長一尺六寸四分

今日御幸之由、去夜於女院御方承候之處、只今英成參申候、御腹痛御事、殊驚承候、此間、寒氣過法候、能々可有御煩候歟、自昨日^(後缺)咳氣無衛候て憤入候

第十四紙 長一尺一寸四分

(前缺) 謹言

五月廿九日 (御花押)

第十五紙 長三寸九分

(切封)

第十六紙 長一尺六寸四分

戌剋御書只今丑時到來候、明日元來、早且可罷歸之由存候、此返事面可申候、謹言

五月十九日 (御花押)

第十七紙 長一尺六寸四分、逆寫在り

(前缺)

御五日也、入御候者事々可申候、謹言

五月廿四日 (御花押)

(切封)

第十八紙 長五寸八分

兩通加一見候了

(後缺)

第十九紙 (下限は正和四年三月廿九日なるべし) 長一尺一分

(前缺)

無爲之儀、可爲如何様哉と候ハ、猶能や候らん、此事尤入道左府ニ可被仰合事候歟、謹言

三月廿九日 (御花押)

第二十紙 (正和三年正月十四日なるべし) 長一尺六寸四分

只奉行人外何も未見候、責伏候、即可參候、御風氣殊驚存候、能々可有御用意候歟、自京極面可參候也、謹言・

正月十四日 (御花押)

第二十一紙 長一尺六寸四分

長講堂御入講事、忠源爲證義參會、尤可爲御願之壯觀候、病躰いか、候らむすらん、内々先可問答之由可仰資名候、何事にても可被召御導師之由をこそ申候しか、經一身なと供養候やと存候へとも、如 []

(後缺)

第二十二紙 長一尺五寸七分

御記一身返給候了、自是申候之處、悅承候了、行幸御逗留事、内々勾當説ニ今度ハよも叶候ハしと申候し、其外無才學候、可尋申候、典侍候ぬとやらん、聞及候き

(後缺)

第二十三紙 (正和三年三月十七日頃なるべし) 長一尺四寸四分

神木遂以入洛、凡驚歎之外、無他候、此上事落居可爲何時候哉、無申限候、先日被召候し寶藏目六可返給候、納衣ハいつれを大覺寺殿ニハ被留候哉、末被返納之物候事、御返事いか、

(後缺)

第二十四紙 長一尺六寸二分五厘

(前缺)

と内々御事寄ニ參候間、彼車ニ如兼高隆有兩三人の^口み乗候て、還御ニハ騎馬供奉可宜候歟、長途無何餘に^口無人候ことも不可

然候之間、申候きと可被仰やらん、如何 謹言

三月廿五日 (御花押)

(異筆)

此消息^口紙、祖師青龍院慈道二品親王眞翰無疑貽者也

遺塵 (御花押) 記之

○尊朝

(切封)

伏見天皇宸翰に就いて(羽田)

第二十七卷 第一號

一四五